



Title	「共通であるが差異ある責任(CBDR)」原則：履行援助における責任の差異化の検討を中心として
Author(s)	遠井, 朗子
Citation	阪大法学. 2005, 55(1), p. 119-143
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/55326
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

「共通であるが差異ある責任（C B D R）」原則

——履行援助における責任の差異化の検討を中心として——

遠 井 朗 子

はじめに

一九九二年のリオ会議を契機として、国際環境法に固有の「法原則」が生成し⁽¹⁾、地球環境保護に関する多国間条約の定立及び実施において、法的指針を与えることが認められている⁽²⁾。もつとも、この「法原則」は一般国際法原則又は法の一般原則のいずれとも異なり、原則それ自体に法的拘束力は認められていない⁽³⁾。

本稿ではこの新たな「法原則」の規範的意義を理論的、一般的に検討することはせず、当面、以下の検討に必要な範囲で次のように捉えるものとする。第一に、このような法原則は個々の条約内で生成し、未だ確定的な枠組みがない〈公正な配分ルール〉に関する議論において、様々な価値／利益の対立を調停する倫理的原則の競合の中から、一定のスクリーニングを経て、共通に了解された「法」として合意された原則である。かかる原則は、第三者機関による紛争解決の準則として又はその他の方法で執行可能な法ではなく⁽⁴⁾、当該条約の法定立、遵守又は実施において、関係当事者に参照されるべき原則である。すなわち、これらは様々な規範的原則に依拠しつつ、条約の条

文に実定法化され、当該条約の対内的関係において個々の合意の正当化作用を有する点で「法」原則ではあるが、その法的効果は一応、ミクロな条約関係に限定され、かつ、文脈依存的である。第二に、これらの原則は一般的な法宣言文書に含められ、条約横断的な原則としても、認められている。これらは国際環境法における法的ディスク⁽⁵⁾ースを媒介・促進する共通の了解事項とされ、したがって、国際環境法の「法」原則であると捉えられている。ここで、条約横断的な「法原則」と個々の条約における「法原則」との関係は一般的な原則概念と、その具体的文脈における解釈と捉えられ、後者の解釈は「原則」を成立させている条約外部のマクロなディスコースと関連づけられるることにより、一定の重みを獲得し、個々の条約におけるその正当化作用は一層、促進されると考えられる。さらに、これらが「法」原則である限り、その法規範性は国際法システムに由来する。このことは、単に合意の成立要件と条約法との適合性のような形式的側面における体系性を指すのではない。かかる法原則が法的正当化の論拠として作用するには、少なくとも、その内容が国際法で受け入れられてきた法的概念、原則又は実行と整合的で、一貫性のあることが必要となる。⁽⁶⁾ このように、条約特有の状況で生成した法原則の正当化作用は具体的文脈のみならず、条約の外の広範な文脈にも由来すると考えられる。したがって、かかる正当化作用を期待するならば、原則の履歴を明らかにして、これを国際法の発展の中に定位する必要がある。

このような法原則の一つに「共通であるが差異ある責任（C B D R）原則」がある。C B D R原則は気候変動枠組条約の一般原則として、今後の制度設計において参考されるべきことが確認されているが、削減義務の配分、軽減又は適応費用の配分等の具体的論点について、先進国と途上国は本原則の異なる解釈に基づき、対立している。議論の膠着を解消するには、異なる解釈の背景を検討し、本原則がこのような論争に法的指針を与えるかを吟味する必要がある。

本稿はこのような観点から、C B D R原則の法的意義及び機能を検討する。特に、原則の条約実施過程への適用の評価を中心的な検討対象とする。第一章では、先行研究に基づき、C B D R原則に内在する原理的要請を国際法の発展の中に位置づけて、第二章では、条約上の義務及び制度に反映された「責任の差異化」の態様を検討する。第三章では、C B D R原則に基づく条約の実施メカニズムとして、既に十年を越える運用実績のあるモントリオール議定書多数国間基金の執行プロセスを検討し、援助の効果を評価して、本原則の妥当な「解釈」を検討する。

第一章 C B D R原則の意義

第一項 C B D R原則の意義

一般に、「環境と開発の統合」という国際的なコンセンサスを歴史的な転換点として、正確に位置づけることは困難であるように思われる。環境保護に関する国際協力が議論され始めた当初から、先進国と途上国の見解は対立し、一九七二年ストックホルム人間環境宣言は環境保護と経済開発の均衡を確認し⁽⁸⁾、その後の国際文書においてもこの点は繰り返し確認してきた。かかるコンセンサスは一九九二年リオ会議と相前後して「持続可能な開発」原則に統合され、今日では開発と環境保護に関する国際法の基礎的理念として認められている。⁽⁹⁾共通であるが差異ある責任（C B D R）原則も「持続可能な開発」原則のサブ原則として、このような思想に基づき、現在及び将来世代のために地球環境を保護し保全することは全ての国家の責任であるが、環境政策が途上国の開発や貧困撲滅を損なわないよう、先進国により重い責任を認めるものである。C B D Rの直接的な起源はリオ会議準備プロセスに遡り⁽¹⁰⁾、リオ宣言はC B D Rを初めて法原則として確認した。この間、初期の温暖化交渉において、C B D Rは先進国と途上国のコンセンサスとして認められ、気候変動枠組条約は条約目的の達成及び実施における指針として、

この原則に明示的に言及した（第三条一項、第四条一項）。さらに、CBDはベルリンマンデートで再確認され¹³、京都議定書に反映されて、今後の温暖化交渉においても準拠されるべき原則であることが確認されている。

第二項 CBD原則の構成要素

CBDは「共通の責任」と「差異ある責任」という二つの要素によつて、構成されている。

(一) 共通の責任

「共通の責任」は、共通利益の認識に由来する。関連する規律対象について利益の共同性が認められることにより、国際法共同体の認識が促進され、国家は自律的で独立した主体であると同時に、共同体の一員として、「連帶」の精神に基づき、国際協力義務を負うと認められるからである。¹⁴⁾

今日では国際社会の共通利益は安全保障、人権、経済等、多様な分野で認められているが、資源管理又は環境保護については、以下の三つの概念が関連する。第一に、特定資源又は地域の特性を考慮して、関連条約において、これを人類の共通利益と認める場合がある。「全人類の共通利益」は天然資源の有限性や、特定地域の戦略的重要性に基づき認められ¹⁵⁾、野生生物種、文化遺産及び自然遺産、宇宙等にも同様の法益が認められている。ただし、共通利益は一般に、前文で条約の指導理念として確認されるに留まり、共通利益を媒介として、「共通の責任」を国家の権利義務に直接、反映させる例は初期の条約においてはさほど多くない。第二に、一定の地域又は資源が「人類の共同遺産」と認められる場合がある。¹⁶⁾かかる概念は資源管理の共同化を求める途上国の主張を反映し、特定地域の資源探査から生じる利益について、国際制度を介した衡平な配分を要請する点で、全人類の利益をより、直接的に具現化する法概念である。もつとも、本概念は共通利益の認識を「共通の責任」という国家の役割の再定義のような微温的合意に留めず、集権的な資源管理制度の基礎として動員したため、いずれの条約においても技術・資

「共通であるが差異ある責任（C B D R）」原則

本を独占する先進諸国には受け入れられなかつた。⁽²¹⁾従つて、この概念の法的意義は限定的であると評価されているが⁽²²⁾、途上国のニーズに配慮して、資源探査のための技術移転及び利益の衡平な配分を要請する点で、C B D R原則の理論的な淵源の一つとも評価されている。⁽²³⁾第三が、「人類の共通関心事」概念である。上述の通り、「人類の共同遺産」概念の法的意義には争いがあり、利益配分を重視する本概念の温暖化への適用は必ずしも適切ではないため、一九八八年、国連総会は、気候変動は「人類の共通関心事」であるとの決議を採択し⁽²⁴⁾、本概念はその後の交渉でも支持を得て、気候変動枠組条約に導入された。かかる概念の具体的な内容は明らかではないが、従来の共通利益よりも、より急迫した危機の認識を背景として、規制対象の統合的管理の必要性を示唆することから、C B D R原則における「共通の責任」の基礎となることが指摘されている。⁽²⁵⁾

（二）差異ある責任

主権平等を基本的公準とする国際社会においては、国家間の権利義務の差異化は、形式的平等に基づく決定が社会的相当性を欠く場合にのみ認められる。C B D Rに基づく責任の差異化は過去の地球環境悪化に対する歴史的貢献と、対応能力に応じた費用負担という二つの論拠に基づき認められ、途上国の特別事情及びニーズを独立した論拠とみる場合もある。⁽²⁶⁾

原因への寄与の程度の相違に基づき、過去の不公正のは是正・矯正の観点から、責任の差異化が正当化されるという論理の正当性に、争いはない。⁽²⁷⁾実際、初期の温暖化交渉において、途上国は規制に伴う負担の配分を先進国の歴史的責任の枠組みで捉え、汚染者負担原則にも依拠し、「賠償」としての資金供与を要請した。⁽²⁸⁾しかし、先進諸国はかかる主張を受け入れず、条約は前文で過去及び現在の排出量の相違に言及しつつ、第三条一項に二つの論拠を併記し、先進国の率先した対処という一文を入れるに留まつた。⁽²⁹⁾したがつて、かかる論拠へのコンセンサスの程度

は当初より明確ではない。また、この主張は現状維持的に機能するため、先進国の過去の排出に対する既得権を默示的に承認し又は途上国が将来の排出削減を拒絶する理由としては援用できないとの指摘もある。⁽³²⁾⁽³³⁾

気候変動枠組条約及びリオ原則はいずれも差異化の論拠として対応能力の相違に言及し、先進諸国はかかる論拠には肯定的な態度をとってきた。また、いずれの文書も途上国の特別事情及びニーズへの配慮を認めている。⁽³⁴⁾⁽³⁵⁾

国家の能力に応じた義務の履行や、相互性を排除して不均衡な義務を課す実行は国際法上、広汎に認められてきた⁽³⁶⁾。かかる差異化は国家の個別事情の考慮により、実質的平等の確保を図るものであり、国際法に内在する衡平概念に依拠することが指摘されている。⁽³⁷⁾第一に、衡平は国際裁判所が抽象的な法を具体的な事態に適応させる基準として、適用してきた。⁽³⁸⁾衡平は複数の解釈が競合する場合、事案の事情に照らして、正義の要請に最もよく応える解釈を裁判所が選択するよう要請する。⁽³⁹⁾また、妥当な結果に達するため、紛争当事国に誠実な交渉を命じる場合にも用いられる。⁽⁴⁰⁾もつとも、衡平に基づき、法的推論において、経済的発展の相違への考慮が当然に要請されるとまではいえないが、Cullet⁽⁴¹⁾は裁判官の役割の限定性に依拠して、法制度の定立又は実施においては異なる衡平概念を発展させる可能性を示唆している。⁽⁴²⁾第二に、国家は共有天然資源の利用において、衡平利用の原則に従つて、他の利益に妥当な考慮を払うよう要請される。衡平利用原則は歴史的には国際河川の利用において生成し、「国家の水利権の平等性」及び当該資源に対する「共有された主権」という概念に基づいている。⁽⁴³⁾「合理的かつ衡平な利用」は多様な要素の利益衡量により決定され、関連要素には各国の経済的・社会的ニーズの考慮も含められている。⁽⁴⁴⁾もつとも、衡平利用原則は対象資源の地理的限定性及び資源の排他的かつ競合的利用を前提とするため、地球大気の管理には不適切であるとの指摘がある。⁽⁴⁵⁾また、環境損害防止義務と衡平利用の関係には争いがあり、汚染管理又は環境保護義務に「衡平な」利益衡量を要請する実行は一般的ではないとも指摘されている。⁽⁴⁶⁾したがつて、

「共通であるが差異ある責任（C B D R）」原則

本原則は責任の差異化の論拠として直接、援用可能とはいえないが、資源利用における実質的平等の評価において、社会的・経済的ニーズの考慮を認める点で、参照可能である。第三に、責任の差異化を基礎づける衡平の要請として、歴史的にかつその内容において最も近接性が認められているのは新国際経済秩序（N I E O）の主張である。⁽⁴⁷⁾

七〇年代以降、新独立国は既存の国際経済秩序に関する国際法原則・規則の変更を求めてN I E Oの主張を展開し、天然資源に対する恒久的主権を主張して、資源に対する支配の回復と技術援助を要請した。もとともに、グローバリゼーションの進展に伴って、N I E Oの規範的主張は当初の目的を達成することなく衰退し、他方、地球環境悪化への関心の増大を契機として、危機の急迫性の認識において相違する諸国間で一定の妥協が図られた。すなわち、途上国は地球環境保護を開発の制約要因と捉え、N I E Oの主張を再現して経済的ニーズに基づく責任の差異化を主張し、先進国は広義の共通利益の認識に依拠しつつ⁽⁴⁸⁾、実際には協力を拒絶する途上国の参加を促進し、実効的規制を確保するという自己利益に基づき差異化を容認した。⁽⁴⁹⁾換言すれば、C B D Rにおける「責任の差異化」は地球環境の不可分性を前提として、協力の条件として社会的・経済的格差の是正を主張する途上国の主張が、普遍的規制に利益を有する先進国のプラグマティックな判断の下、一定のコンセンサスとして許容される過程で進展した。この点においてC B D Rは「争われる概念⁽⁵⁰⁾」であり、それが依拠する衡平は多義的解釈を許容する。争われているのは語義的な意味ではなく、背後にある現実の政治的主張である。

以上のように、C B D R原則の構成要素は既存の国際法原則、概念又は実行に内在する原理的要請を反映し、したがって、C B D Rは国際法に基礎を置く法原則であると評価できる。⁽⁵¹⁾他方、責任の差異化の正当化論拠には異なる衡平の要請が並存・競合し、各國はいずれを重視するかによって、C B D Rの異なる解釈を主張する可能性がある。実質的平等の確保という観点からは、具体的な状況に応じて、いずれの論拠の重視が最も妥当であるかを慎重に

吟味する必要があろう。

論

第二章 責任の差異化の態様

CBDの「共通の責任」に基づき、締約国は条約目的を達成し、対象環境の悪化を防止し、軽減し及び規制するため、条約で定められた様々な手続的な協力義務を負う。近年の諸条約は一連の手続的義務を通して条約の規制権限を各締約国に配分し、国家報告制度、遵守手続等の国際コントロールによって、その権限行使を相互に監視し、条約目的の達成を図っている。他方、「差異ある責任」は実体的義務の差異化及び実施の援助に反映され、義務の履行と援助のコンディショナリティが認められる場合もある。

第一項 実体的義務の差異化

実体的義務の差異化には同一基準を定めつつ、国家の能力の相違に配慮して、実施における柔軟性を許容する義務と、差異化を積極的に認める義務とがある。同一基準の実施において締約国の裁量を認め、漸進的実施を許容する実行は人権条約等で認められてきたが、資源管理及び環境保護条約においても広範に存在する。⁽⁵²⁾これらは締約国の多様な利益の並存を反映し、その柔軟性は共通関心事に関する合意を促進し、不確実性への対応、実施費用の負担の配慮においても利点となると指摘されている。⁽⁵³⁾他方、法主体の能力に配慮して、義務に格差を設ける「規範の二元性」は、環境保護条約においては以下の二つの方法で導入されている。第一に、均等な義務を課しつつ、一定の移行期間を認める場合がある。⁽⁵⁴⁾かかる措置は対応能力の相違に基づく責任の差異化であるが、暫定的にのみ認められ、資金供与及び技術移転による実施能力の補完によつて、差異化は解消されることを前提としている。第二に、締約国的能力及びニーズを考慮して、義務の差異化を積極的に認める場合がある。⁽⁵⁵⁾かかる差異化は途上国の参加の

誘因となるが、格差の維持は将来における負担の配分を固定し、実効的規制を阻害するおそれがある。しかし、差異化の適用の限界を画定する基準は未だ明確ではなく⁽⁵⁶⁾、この点はC B D Rの異なる解釈に委ねられている。⁽⁵⁷⁾

第二項 実施における責任の差異化

実施における責任の差異化は履行の援助として具体化されている⁽⁵⁸⁾。国際機構が自ら設定した国際基準の実施を促進するためには技術援助を行う実行は比較的早くから存在する。例えば国際民間航空機関は一九五六年に技術協力ビューローを設置して、途上国の航空安全基準の実施能力を改善するため、技術援助を行ってきた⁽⁵⁹⁾。もっとも、技術援助は条約の明文ではなく、それを補完する勧告で言及されるに留まり、この点で履行と援助の関係は默示的である。他方、制度的な資金供与には二つの系譜がある。U N E Pは七〇年代末以降、自らが関与する環境条約について信託基金を設立し、締約国の自発的供与により事務局費用等、条約の運用管理費用を購つてきた⁽⁶⁰⁾。また、人類全体の利益の観点から、対象資源又は環境の保護において、資金供与を含む国際協力が要請される場合がある⁽⁶¹⁾。これらの実行は条約への参加を促進し、条約の財政的な自律化を進めつつ、国際社会にとって特に重要な資源については共通利益の観点から履行費用の負担を共有するというコンセンサスの生成を例証する。もっとも、いずれも資金規模は少額で、途上国のニーズを積極的に満たすものとは想定されていない。

他方、九〇年代に採択された多數国間環境条約はいずれも技術援助、資金供与、能力開発を統合的に行うことを明文で要請し⁽⁶²⁾、同様に、アジエンダ21は途上国の持続可能な開発を支援するため、統合的な技術援助及び資金供与を要請する⁽⁶³⁾。いずれにおいても途上国の能力の積極的補完が重視され、その背景には利益の共同性の認識と、関連規制の質的変化がある。もつとも、援助の具体的基準及び態様については南北間の見解が対立し、合意が成立していない。第一に、「新規かつ追加的」な資金供与という要件には一般的合意があるが、いかなる援助がこの条件を

満たすかは明確ではない。⁽⁶⁴⁾ 第二に、プロジェクト評価基準となる「すべての合意された増加費用」は後述するよう
に、その適用において問題が多く、この点を懸念して異なる表現が用いられる場合にも、具体的な指針としては曖昧
である。第三に、資金供与制度の意思決定過程の評価についても国際的合意は成立していない。気候変動枠組条約
及び生物多様性条約はいずれも、GEFを資金供与に関する暫定的制度として指定していたが、恒久化の要件とな
るGEFの再構築の評価については見解が分かれている。⁽⁶⁵⁾

第三項 コンディショナリティ

このように、援助の具体的基準及び態様について南北間の見解は対立しているが、このような援助の実効性を確
保するため、モントリオール議定書は途上国の実施は資金供与及び技術移転の効果的な実施に依存すると定め（第
五条五項）、生物多様性条約にも同様の条文がある（第二十条四項）。さらに、同様の条件はアジェンダ21にも規定
され、その他の条約にも同様の条件が課されるべきかが問題とされる。⁽⁶⁶⁾ もつとも、かかる条文が新たな受益の権利
を創設するか、確認的な規定に留まるかについては争いがある。⁽⁶⁷⁾ また、義務の履行に援助の条件を付することは、
条約の法的性質に疑義を生じさせるとの指摘がある。⁽⁷⁰⁾ この点は次章において検討するが、一般的な援助義務につい
ては上述の通り、具体的な基準及び方法について合意が進展せず、依然として曖昧であるため、その法的性質は否
定的に解されるべきであろう。⁽⁷¹⁾

第三章 多数国間基金の執行プロセスにおける責任の差異化

モントリオール議定書多数国間基金は途上国の履行援助を目的として設立され、CBDRに基づくパートナーシ
ップの成功例として高く評価されている。⁽⁷²⁾ 以下ではプロジェクト評価基準に焦点を当てて、援助の効果を評価し、

かかる基準に反映された責任の「差異化」の妥当性を検討する。

第一項 多数国間基金の執行プロセス

多数国間基金は執行委員会の指揮、監督の下、実施協定を締結した実施機関の協力により、運営される（第十五条⁷⁴）。執行委員会は多数国間基金の運営方針、指針及び事務上の取決めを策定し、その実施状況を監視するため設置された（第十条五項）。執行委員会は国家計画及び一定額を超えるプロジェクトを評価し、承認し、承認されたプロジェクトについては執行委員会と受益国間で実施協定が締結され（第十条八項）、実施機関は受益国及び事業者と融資協定を締結する。

プロジェクトへの資金供与額は「合意された増加費用」（第十条三項(a)）という基準に従って決定される。締約国会合は第二回会合で「増加費用の種類を示す表」を採択したが⁷⁶、執行委員会は個々の案件の評価過程で生じた問題について個別的に又は指針の形で決定を採択し、かかる決定は以後の申請において先例的価値を有し、「表」の解釈による具体化と理解されている。⁷⁷かかる基準は概ね円滑に適用されてきたが、先進国と途上国の見解が対立し、途上国が不満を表明する場面もあった。⁷⁸また、このような対立の結果、非適格なプロジェクトを例示する「逆リスト」の採択も見送られている。⁷⁹

「増加費用」概念は供与対象を削減義務の履行に伴い、新規に生じた費用に限定し、供与額を抑制することを目的とする。しかし、判断の鍵となる「増加性」の解釈は技術的及び概念的な曖昧さのために容易ではなく、判断が一貫しない場合又は審議を重ね、最終的な決着をみない場合もあった。⁸⁰一般に、「増加費用」概念は履行費用とその他の事業運営費とが合理的に峻別可能であることを前提とするが、現実にはその境界は明確ではない。したがつて、敷居が厳格に解され、供与額が圧縮されればプロジェクト実施 자체が困難となり、供与の目的達成が阻害され

る。この点はいわば「増加費用」アプローチの内在的限界とも考えられる。他方、このアプローチの外在的な限界も存在する。例えば、増加費用概念は費用の「増加分」をプロジェクト申請国が算出可能であることを前提とするが、実際には途上国の管理能力不足及びオーナーシップの欠如はプロジェクトの成果を阻害し、執行委員会は途上国的能力開発への一層の傾斜を余儀なくされた。当初、制度構築の費用は「表」には含められていないなかつたが、執行委員会は後にケースバイケースで承認し、途上国が履行期に入ると、この点を重点目標と位置づけている。⁽⁸¹⁾

途上国の実施能力が不足するという問題はプロジェクトの実施遅延又は不遵守として顕在化した。

プロジェクトの実施遅延は評価過程の煩雑さ及び国家の実施能力の不足に起因し⁽⁸²⁾、削減スケジュールの遅延を生じ、資源の効率的利用を妨げる点で、問題となる。当初、プロジェクトの実施評価に執行委員会は直接、関与せず、この点は議定書の効果的実施を阻害すると指摘されていた。⁽⁸³⁾この問題に対し、執行委員会は、実施評価および実施遅延への対応基準を明確化し、遅延プロジェクトの取消手続を決定して、⁽⁸⁴⁾継続的な評価・検討を行っている。

このように、移行期間においても実施の阻害要因は認められていたが、プロジェクト評価と遵守の関連性は直接には考慮されていなかった。しかし、途上国が履行期に入り、不遵守が相次ぐと、執行委員会は基金の運用方針の大幅な改訂を決定し⁽⁸⁵⁾、援助と遵守の関係を執行政策レベルで明確化した。上述のように、途上国の遵守の支援は基金の重点目標と位置づけられて、受益国にはプロジェクト申請に際し、遵守との関連性の立証及び継続的管理を要請した。さらに、多年度プロジェクト等、新たな援助方法が導入され、申請手続の効率化が図られた。このように、新たな執行戦略は資金供与の効率性を高め、迅速な削減を促進すると共に、受益国の裁量を尊重しつつ、当該国家の積極的管理を強調し、これを支援するために能力開発の強化を図るものである。

第二項 評価

以上のように、執行委員会はプロジェクト評価過程で「合意された増加費用」という基準を解釈し、その具体的な内容を明らかにしつつ、必要に応じて、援助手法の修正を行ってきた。この点において、基金の執行プロセスは具体的な援助の基準に関する継続的な合意形成過程である。

ところで、議定書は途上国の履行は援助の効果的な実施に依存すると規定し（第五条五項）、援助の受益権の法的性質については議論があった。もつとも、議定書は途上国の履行が困難であるとき、対内的手続に従うよう要請し（第五条六項）、実際には不遵守手続が用いられている。また、基金の執行プロセスにおいても援助の重要性を強調しつつ、履行の第一義的責任が途上国にあることは度々確認されている。⁽⁸⁶⁾さらに、先進国の拠出が法的義務であるかは当初から明確ではなく、度重なる滞納に対し、不遵守手続の発動は検討されず、締約国会合及び執行委員会は一般的な勧告を繰り返すに留まっている。このように、途上国の援助の受益資格は議定書の対内的な手続に依拠し、一般的な法的請求権の基礎とまでは認められていない。したがって、義務の適用における「個別化」は原則として許容されるが、援助の受益権によりアブリオリに制約されるとまではいえず、このような個別の適用を「規範の脆弱化」と捉えられるかは、その結果において、実質的に評価すべき問題となる。

しかし、かかる決定過程の客觀化を促進すべき評価基準の明確化は容易ではなく、「増加費用」の適用はその内在的及び外在的制約により、しばしば阻害されてきた。そもそも、「増加費用」概念は援助を条約の実施に合理的に必要な範囲に限定し、途上国のニーズを満たし、持続可能な開発の促進に必要な包括的援助を排除する基準として機能する。しかし、現実には両者は不可分であり、執行委員会も両者の峻別を放棄して、後者を重視する政策転換を余儀なくされた。にもかかわらず、先進国が援助の基礎となる「共通利益」を途上国の参加の誘因としてのみ

理解するならば、その後の継続的支援の動機としては脆弱である。⁽⁸⁷⁾さらに、援助の効率性が重視され、プロジェクトの配分において個々の締約国へのニーズに十分な配慮が払われないならば、途上国の対応能力の相違に基づく選別をもたらすおそれがあり、⁽⁸⁸⁾衡平性の観点からは問題となる。このように、多数国間基金における履行援助は規制に伴う負担の衡平な配分について、未だ指針となるべき国際的合意が成立していないことを示唆している。条約の現実への適応を図りつつ、義務の遵守を促進し、条約目的を達成するには、「責任の差異化」の基礎となる衡平性を途上国のニーズをより配慮した概念へと再定義し、内発的な変化をもたらすための継続的な支援を行う必要がある。

おわりに

CBD原則に内在する規範的要請は既存の国際法概念、原則、実行に基礎を置き、その構成要素は条約義務の定式化及び履行援助の制度化として具体化されている。この点において、CBDは国際法に基礎を置く「法原則」として確立し、政治的議論を画定し、促進する作用を有することが認められる。もつとも、責任の差異化の正当化論拠には異なる見解が並存・競合し、CBDは差異化の適用の限界及び援助の具体的態様の決定において、十分な指針を与えていない。例えば、「合意された増加費用」基準に反映された合理的援助の思想はラディカルな格差が存在する状況において有効性を維持し得ず、公正さの観点からも問題がある。したがって、実施における差異化においては、衡平性を途上国のニーズを配慮する概念へと再定義し、具体的な制度設計においては、経済的手法、民間部門の参加の促進等により、途上国のニーズを積極的に満たす工夫が必要となろう。

本稿は地球環境研究総合推進費「平成十六年度中長期的な地球温暖化防止の国際制度を規律する法原則に関する研究」の研究成果である。

(一) David Freestone, The Road from Rio : International Environmental Law After the Earth Summit, *Journal of Environmental Law*, Vol. 6 / 2 (1994), p. 209.

(2) 気候変動枠組条約第三条柱書。原則の指針の機能に關する Philippe Sands, International Law in the Field of Sustainable Development, *British Yearbook of International Law*, Vol. 65 (1994), p. 336; D. Bodansky, The UN Framework Convention on Climate Change : A Commentary, *Yale Journal of International Law*, Vol. 18 (1993), p. 501; Lluís Paradell-Trius, Principles of International Environmental Law : an Overview, *Review of European Community and International Environmental Law* (hereinafter cited as RECIEL), Vol. 9 / 2 (2000), pp. 94–96.

(3) 原則の法源性及び内容の疎昧さの觀点から、法的地位は不明確であるとの指摘については、Paradell-Trius, *op cit.*, p. 94. もとより、原則の中には既存の原則の再陳述や再定義とみられるものもあり、個々の原則の法的地位は個別に論味する必要がある。Sands, *op cit.*, p. 336.

(4) 気候変動枠組条約第三条の起草過程において、米国は原則の一般的効力を否定するための修正案を提案し、日本では条文に反映された。Bodansky, *op cit.*, p. 502; Sands, *op cit.*, p. 337.

(5) リビング・リオ宣言を肯定的に評価する立場 Patricia Birnie and Alan Boyle, *International Law and the Environment* (2nd ed.: 2002), pp. 82–84; Freestone, *op cit.*, p. 218.

(6) Thomas M. Frank, *The Power of Legitimacy Among Nations* (1990), pp. 49, 150–182.

(7) 中ハムーネル議定書のOBDRを默示的に認める評価を述べる Paul G. Harris, Common But Differentiated Responsibility : The Kyoto Protocol and United States Policy, *N. Y. U. Environmental Law Journal*, Vol. 7 (1999), p. 4; Freestone, *op cit.*, p. 215; Frank Biemann, “Common Concern of Humankind” : The Emergence of a New Concept of International Environmental Law, *Archiv des Völkerrechts*, Vol. 34 (1996), pp. 29–30; Sands, *op cit.*, p. 344.

(8) 人間環境宣言前文第四文、原則九、一一一、一一一。ただし、途上国も天然資源に対する恒久的主権の行使にあたり、環境への配慮が要請される。人間環境宣言前文第二文、原則一一。一九七四年国家の経済的権利義務憲章第三〇条。

説
九九一年リオ宣言原則¹¹。

- (9) 「持続可能な開発の分野における国際法」(リオ原則¹¹七) という特有の法分野が生成し、既存の国際法の発展に必ず一定の影響を及ぼしてゐる指摘としてサンドズ Sands, *op cit.*, p. 379; Birnle and Boyle, *op cit.*, pp. 84–85。
論
(10) Sands, *op cit.*, p. 338; ILA Resolution 3 / 2002, *New Delhi Declaration of International Law Relating to Sustainable Development* (hereinafter cited as *New Delhi Declaration*)
- (11) リオ原則の起源として U.N. GA res. 228 (1989) に及んで Paul G. Harris, *op cit.*, p. 4, n. 16;
Subrata Roy Chowdhury, Common But Differentiated State Responsibility in International Environmental Law: from Stockholm (1972) to Rio (1992), in Konrad Ginther, Eric Denters and Paul J. M. de Waart eds., *Sustainable Development and Good Governance* (1995), p. 322.
- (12) 第二回世界気候会議閣僚宣言 (一九九〇) 第五文、ハーグ宣言 (一九八九)、ホールトウェイク (Noordwijk) 宣言 (一九八九)。
- (13) Berlin Mandate, I. 1 (a) FCCC / CP / 1995 / 7 / Add. 16 June 1995, p. 4.
- (14) 共通利益に伴へ連帯・ペーネーハップの認識が国際協力の基礎となる点を指摘すべき Stoll, Peter-Tobias, The International Environmental Law of Cooperation, in Rüdiger Wolfrum ed., *Enforcing Environmental Standards: Economic Mechanisms as Viable Means?* (1996), p. 41; Lavanya Rajamani, The Principle of Common but Differentiated Responsibility and the Balance of the Commitments under the Climate Regime, *RECIEL*, Vol. 9 / 2 (2000), p. 121; Philippe Cullet, Differential Treatment in International Law: Towards a New Paradigm of Inter-state Relations, *European Journal of International Law*, Vol. 10 (1999) (hereinafter cited as Cullet, 1999), pp. 558–559; Philippe Cullet, *Differential Treatment in International Environmental Law* (2003) (hereinafter cited as Cullet, 2003), p. 178.
- (15) 一九四六年国際捕鯨取締条約前文第一文。
- (16) 一九五九年南極条約前文第一文。
- (17) 一九七九年ボン条約前文第一文。

「共通であるが差異ある責任（C B D R）」原則

- (18) 一九七二年世界遺産条約前文第七、八文、第四条。
- (19) 一九六七年宇宙条約前文第二文、第一条。
- (20) 「人類の共同遺産」はマルタの提案を受け、『深海底原則宣言』(GA Res. 2747 (XXV), 17 December 1970) で認められ、一九八二年国連海洋法条約（第一三六—一三七条、第一四〇条、第一四四条）及び一九七九年月協定（第一一条一項、五—六項）に導入された。
- (21) 周知のように、先進諸国は一九九四年第一一部実施協定により、深海底制度がより市場志向の取極に置き換えられ、国連海洋法条約を批准しなかつた。また、主要な宇宙活動国は月協定を批准せず、本条約は未発効である。
- (22) Biermann, *op cit.*, pp. 429–430.
- (23) Rajamani, *op cit.*, p. 121; Harris, *op cit.*, p. 28.
- (24) UA GA Res. 43/53, 6 December 1988.
- (25) Biermann, *op cit.*, pp. 430–431; Rajamani, *op cit.*, p. 9.
- (26) *New Delhi Declaration*, 3, 3, Henry Shue, Global environment and international inequality, *International Affairs* (1999), Vol. 75, pp. 541–544.
- (27) Shue, *op cit.*, pp. 533–537. see Brian Barry, *Sustainability and Intergenerational Justice*, in Andrew Dobson ed., *Fairness and Futureity*, 1999, p. 97.
- (28) ハーゲ宣言（一九八九）、北京宣言（一九九一）第七文。GA Res. 44/228; Bodansky, *op cit.*, p. 498.
- (29) 汚染者負担原則は気候変動枠組条約の条文上、認められてこなが、本原則が歴史的貢献に基づく責任の差異化の基礎となるとの見解は学説上、一定の支持を集めている。Rajamani, *op cit.*, p. 124; Yoshiro Matsui, The Principle of "Common but Differentiated Responsibilities", in Nico Schrijver and Friedl Weiss eds., *International Law and Sustainable Development, Principles and Practice* (2004), p. 78; Sands, *op cit.*, p. 347; Philippe Cullet, Equity and Flexibility Mechanisms in the Climate Change Regime: Conceptual and Practical Issues, RECIEL, Vol. 8/2 (1999), p. 169; Nico Schrijver, *Sovereignty Over Natural Resources, Balancing Rights and Duties* (1997), p. 140. 但し、主体のルールが異なるとの指摘については、Bodansky, *op cit.*, p. 498, n. 281; Sands, *ibid.* また、本原則は将来の汚染除去

- (30) 例えば、初期の温暖化交渉における途上国の提案について、Biermann, *op cit.*, p. 456。京都議定書の交渉過程におけるアーバンの賠償基金の提案については UN Doc. FCCC/AGBM/1997/MISC.1/ADD.3, 1997. Cullet, 2003, p. 99.

- (31) Bodansky, *op cit.*, p.498. 並、リオ宣言第七原則には先進諸国の責任を認識やるべきの表現が含まれてある。
- (32) Christopher D. Stone, Common but Differentiated Responsibilities in International Law, *American Journal of International Law*, Vol. 98 / 2 (2004), p. 292.
- (33) Rajamani, *op cit.*, p. 124.
- (34) 気候変動枠組条約第三条一項。リオ宣言原則七は能力に応じた負担に直接、言及していないが、技術及び財源に対する先進国への支配と責任の認識に言及し、この点を間接的に承認している。
- (35) 気候変動枠組条約第三条二、四項、第四条八、九項。リオ宣言原則六。尚、対応能力に応じた負担の配分と、途上の特別事情及びニーズとは理論的には独立した論拠となり、具体的な援助の基準においても異なる指針を与える可能性がある。しかし、規制への対応能力は通常、国家の経済的発展と相関関係にあり、実質的平等に基づく差異化を要請する点では共通する。Shue, *op cit.*, p. 544.
- (36) 従来の実行について、Cullet, 2003, Ch. 3.
- (37) Cullet, *supra* (n). 29, p. 169; Matsui, *op cit.*, p. 79.
- (38) したがって、その法源性は厳密に精査される必要があつたが、責任の差異化の基礎として「衡平」に言及される場合によく用いられる「実定法の範囲内の衡平」(equity infra legem) へと繋げられてくる。³² see T. Banuri, K. Goran-Maler, M. Grubb, H. K. Jacobson, F. Yamin, Equity and Social Considerations, in James D. Bruce et al eds., *Climate Change, 1995: economic and social dimensions of climate change* (herein after cited as *Equity and Social Considerations* (1996), pp. 88-89.
- (39) チュニジア=リビア大陸棚事件、*ICJ rep.* 1982, p.60, para.71.
- (40) 渔業管轄権事件（本案）、*ICJ rep.* 1974, pp. 33, para. 78. ベルタ=マルタ大陸棚境界画定事件、*ICJ rep.* 1985,

para. 45-47.

- (41) 大陸棚境界画定への衡平原則の適用において、裁判所は国家の経済的能力の考慮の要請には消極的態度をとらざる。ヤハ・マヘン事件、*ICJ rep.* 1993, p. 38, para. 80.

- (42) Cullet, 1999, p. 557. 同様に、合意により一般原則を排除する旨の指摘については、*Equity and Social Considerations*, p. 88.

- (43) オーデル川事件において、常設司法裁判所は国際河川の航行における全ての沿河国の権利の平等性に基づき、「利益共同体」という概念を提示した。水利権の平等性という考え方はラヌー湖事件仲裁裁判判決にも反映されている。衡平原則の法的地位については、Birnie & Boyle, *op cit.*, pp. 302-303. また、一九七八年UNEP共有天然資源行動原則はその他の共有天然資源への衡平原則の適用を確認し、国連総会は「国間又は多数国間条約の定立において本原則を指針とするよう要請した。UNDoc. A / RES / 34 / 186, 18 December 1979, para. 3. 但し、共有天然資源の範囲に関する合意が成立せず、国連総会における本原則の採択は見送られた。Schrijver, *op cit.*, p. 133.

- (44) 一九六六年国際河川水利用ルルシニギ規則第五条二項(b)、一九九七年国連国際水路の非航行的利用に関する条約第六条一項(b)。

- (45) Biermann, *op cit.*, p. 428.

- (46) 国際河川の非航行的利用における衡平な利益衡量の適用範囲について、Birnie & Boyle, *op cit.*, pp. 307-310.

- (47) NIEOとCBDRの連續性に言及すべし。Sniwl Vearow Magraw, Legal Treatment of Developing Countries : Differential, Contextual, and Absolute Norms, *Colorado Journal of International Environmental Law & Policy*, Vol. 1 (1990), pp. 77-79; Alan Boyle, Comment, in W. Liang ed., *Sustainable Development and International Law* (1995), pp. 137-138; Cullet, 1999, pp. 564-567, 570; Matsuji, *op cit.*, pp. 74-76.

- (48) 「共通利益」のニュコラクを反映するものとして、トハサハタ21第三十七章四項、第三三三章二一、一〇項。

- (49) Cullet, 1999, pp. 559-561; Cullet, 2003, p. 173.

- (50) 争われる概念に立ち入り、Michael Jacobs, Sustainable Development as a Contested Concept, in Andrew Dobson ed., *supra* (n) 27, pp. 21-38.

- (51) Matusi, *op cit.*, p. 95. 國際慣習法化とは慎重に區別しつゝ、原則の基底的な価値を評価するものとして、Cullet, 1999, pp. 578-579; Cullet, 2003, 88-89; Rajamani, *op cit.*, p. 124.
- (52) 生物多様性条約第六、七、八条、世界遺産条約第四、五条、ボン条約第一条、オゾン層保護条約第一条二項、国連海洋法条約第一九四条等。

- (53) Magrow, *op cit.*, pp. 74-75. 他方、この性質は条約の一体性の確保においては阻害要因となるが、締約国会議（会合）の決定により有権的な条文解釈又は実施指針が採択され、当初は曖昧であつた義務の内容が漸進的に具体化されれば国家の裁量の幅は実質的には縮減する。さらに、動態的な法定立や、制度的な履行確保が可能となれば、個別事情を考慮しつゝ、条約の実効性が確保できる。したがつて、かかる義務は「責任の差異化」の当然の帰結ではなく、条約の制度化と相関関係にある点は留意されるべきである。
- (54) モントリオール議定書は第五条一項の適用を受ける途上国に、各規制物質の削減措置の開始につき、十年間の移行期間を認めている。この間、議定書は途上国の「基礎的な国内需要を満たすため」、先進国に一定の生産を例外的に許容し、抜け穴の阻止を図つてはいたが、基金から資金供与を受けつつ、規制物質の生産量を増大させていた途上国の存在が問題となつた。UNEP / OzL. Pro. WG. 1 / 11 / CRP. 9, 8-12 May, 1995, para. 1-3. のような移行期間の潜在的リスクを指摘するものとして、Elizabeth R. DeSombre and Joanne Kauffman, *The Montreal Protocol Multilateral Fund: Partial Success Story*, in Robert O. Keohane and Marc A. Levy eds., *Institutions for Environmental Aid*, 1996, pp. 121-122.
- (55) ECE長距離越境大気汚染条約各議定書、気候変動枠組条約、京都議定書等がある。
- (56) Cullet, 2003, p. 173.
- (57) 例えば、歴史的貢献及び経済的ニーズを重視すれば、過去の不正が矯正され又は経済的格差が是正されない限り、差異化は正当化されるとの主張も可能となる。他方、差異化が対応能力に基づく区別であるならば、対応能力の偏差及び変化に合わせて差異化の程度も変化させるのが合理的である。もつとも、両者は必ずしも相互排他的ではない。責任の差異化と条約目的との両立可能性を考慮すれば、実体的義務の差異化は固定的に捉えられるべくではなく、対応能力の尺度の明確化及び能力の補完に必要な援助の供与により、漸進的に解消されるべきプロセスとなる。但し、尺度の評

「共通であるが差異ある責任（C B D R）」原則

価及び援助の範囲の決定において、C B D R の核心にある衡平性への配慮は十分に反映される必要があり、歴史的貢献及び経済的ニーズの論拠を基礎づける不公正の是正という正義の要請は、目的合理性とは独立に考慮されるべき指針となる。⁶⁵⁾ see *Joetta Gupta, A Future Climate Change Regime and the Role of Law and Layers, International Workshop, A Future Climate Change Regime and Legal Principles, 2005, pp. 9–10. (manuscript, on file)*

- (58) 履行援助とは、国家が条約義務又は国際基準に従つた国内法政策を実施するため、条約機関又は国際機構が財政的、技術的援助を与えるものである。かかる援助は第一に、履行費用の負担の配分を目的として行われる。履行費用には民間の設備投資費用も含められ、供与対象は公的部門に限られない。第二に、履行援助は国家が国際義務を実施するため、国内法及び行政機構を整備してその継続的運用を図るために内發的技術と専門的知見を高めることを目的として行われる。従つて、これは能力開発の一環として行われるが、能力開発が途上国の政策立案、実施能力全般の向上を目指し、長期的な国際協力を要するプロセスであるのに対し、履行援助の目的はより限定的である。尚、実施における責任の差異化には C D M、共同実施も含まれるが、本稿では扱わない。⁶⁶⁾ See *Philippe Cullet, *supra* (n), 29, pp. 168–179.*
- (59) 同様に、WHO、IAEA、IMO、FAO も自ら設定した国際基準を国家が実施する能力を高めるために、各種の技術援助を行つてゐる。Peter H. Sand, *Institution-Building to Assist Compliance with International Environmental Law : Perspectives, *ZarO* による途上国支援プログラムの実施及び専門スタッフの派遣について*, Virginia A. Leavy, *Working Environment, Peter H. Sand ed., The Effectiveness of International Environmental Agreements* (1992), pp. 364–366, 369–373, 382–383.
- (60) これらは第一義的には U N E P の一般予算から締約国の任意的拠出金へと財源を転換し、締約国のオーナーシップを高める目的とするが、途上国の条約交渉及び締約国会議への参加費用の財源としても用いられるため、広義の履行援助に含めることがやむを得ない。Peter H. Sand, *Trust for the Earth : New International Financial Mechanisms for Sustainable Development, in W. Lang ed., *op cit.*, pp. 167–184.*
- (61) 一九七二年世界遺産条約は前文第七文、第六条一項、第七条、第一五一条。遺産基金は多数国間基金のモデルとされ、ラムサール条約の小規模基金の設立においても参照されている。尚、ラムサール条約は条文上、技術援助及び資金供与を予定していないが、途上国における湿地保全の必要性に留意して、一九九〇年、湿地保全基金の設立を決定した

- 論 説 (Resolution 4. 3)° 一九九六年、基金は「湿地保全及び適正な利用のためのラムサール小規模贈与基金」(Ramsar Small Grants Fund for Wetland Conservation and Wise Use : Ramsar SGF)と改称された (Resolution VI. 6)°
- (62) 生物多様性条約第一二条、一八条、二〇条二項、二二条一項。気候変動枠組条約第四条五項、五条、一一条一項。砂漠化対処条約第四条二項(d)、六条(e)、一八条一項、一九条、二〇条二項、二二条。
- (63) アジエンダ21第三三章一〇項、第三四章四項。
- (64) 国連総会はリオ会議での点を明らかにするよう要請したが、アジエンダ21は「適切かつ予測可能な」という新たな条件を付加するに留まっている (第三三章第一二項(b))。See GA. Res. 44/228.

- (65) 「必要かつ利用可能な資金額」を「予測し及び特定し得るよべんな方法」で決定する (気候変動枠組条約第一二条三項(d)、POPs条約第一二条七項(d))、「十分な、適時の、かつ、予測可能な資金」の調達 (砂漠化対処条約第二〇条二項(b)) がある。
- (66) 気候変動枠組条約第一二条四項、第二一条。生物多様性条約第二一条一項、第三九条。
- (67) GEFは一九九四年、アジエンダ21の勧告に従つて、融資対象の拡大、執行委員会における衡平な代表性の確保、COPとの関係の明確化等の改革を行つた。気候変動枠組条約政府間交渉委員会はかかる改革が条約第一二条の要件を満たしているかを国連法務部に諮問し、その勧告に従つて、COPはGEFを恒久的な資金供与制度として承認した。Memorandum of 23 August 1994 to the Executive Secretary from Mr. Hans Corell, Under-Secretary-General for Legal Affairs, The Legal Counsel, in A/AC. 237/74, 23 August 1994, Annex, paras. 7-11; Decision 12/CP. 2, FCCC/CP/1996/15/Add. 1, 29/10/1996. 生物多様性条約においては締約国の合意が成立せず、暫定的制度へじての取扱いが継続されんべく規
- (68) Peter H. Sand, The Potential Impact of the Global Environmental Facility of the World Bank, UNDP and UNEP, in R. Wolfson ed., *op cit.*, p. 493, see トーハンダ21第三九章第一項(C)。
- (69) Cullet と Biermann は肯定的に評価し、援助は慈善ではなく法的義務であり、途上国には援助の受益権が認められない旨指摘する。Cullet, 1999, p. 576; Bierman, *op cit.*, 462. 一方、Sands はこれを独立した権利とは認めず、効果的な援助が得られないとし、途上国は履行拒絶の理由として援用可能であるが、条約を遵守すべき法的義務は消滅しない

の指摘しつゝある。Sands, *op cit.*, p. 377.

(70) 片務的な停止条件つゝの義務は規範の相対化であるとの指摘がある。A. Boyle, *op. cit.*, pp. 139-140. しかし、個別事情を考慮して、適用に幅を持たせる実行は從来から認められ、国際法は必ずしも義務の一貫的適用を求めているわけではない。問題は義務の履行が常に援助を条件とする場合、履行における個別事情の配慮が「原則」として許容され、規範の脆弱化と捉えられるかといふ点にある。

(71) Johnston, *op cit.*, p. 274.

(72) 多数国間基金の成立に至る交渉過程についてこゝで、Richard Elliot Benedick, *Ozone Diplomacy-New Directions in Safeguarding the Planet*, 1991 pp. 183-188.; Elizabeth R. DeSombre and Joanne Kaudman, *op cit.*, pp. 96-101; O. Yoshida, *The International Legal Regimes for the Protection of the Stratospheric Ozone Layer: International Law, International Regimes and Sustainable Development*, 2001, pp. 242-248.

(73) 基金の活動実績及び制度の実効性はほぼ肯定的に評価われつつある。例へば、Consideration of issues related to the

Multilateral Fund for the Implementation of the Montreal Protocol : evaluation and review of the financial mechanism of the Montreal Protocol (decision XV/ 47), UNEP / OzL. Pro. 16/ 11, 5 October 2004.

(74) 基金の任務は贈与又は緩和された条件によつて、合意された増加費用を購へり、及び事務的役務に要する費用及び関連経費を購つてしまつてある（第一〇条六項）。基金は国連の分担率を基礎として、先進国の拠出により、購われる（第一〇条六項）。

(75) プロジェクト申請額が五〇万米ドルに満たない場合は、実施機関の承認で支出されるが、関係者間で意見の不一致がある場合には、執行委員会が評価する（IV / 18, Annex X）。

(76) 第一〇条第一項。Indicative List of Categories on Incremental Costs, Appendix I, UNEP / OzL. Pro. 2 / 3; 第四回会合では無修正で、再採択された。Annex VIII, UNEP / OzL. Pro. 4 / 15.

(77) Study on the Financial Mechanism of the Montreal Protocol, March 1995 (hereinafter cited as 1995 study), pp. 49, 59. 執行委員会は審議において、受益主体の範囲、時間的範囲、事項的範囲を明らかにしてある。例へば、多国籍企業が所有する場合（UNEP / OzL. Pro / ExCom / 7 / 30, para. 88）、所有権移転の場合（UNEP / OzL. Pro / ExCom / 19 /

64, Decision 19 / 38, para. 69)、先進国に生産量の一部を輸出する企業の場合 (UNEP / OzL, Pro / ExCom / 15 / 45, paras. 146-147.) に適用される基準等。また、一九九五年七月二十五日以前に搭載された生産施設のみ対象となる (UNEP / OzL, Pro / ExCom / 7 / 30, para. 79)。) ねば議定書批准後も生産工場を建設)、先進国に規制物質を輸出したインバウンドの対応)の指摘がある。Yoshida, *op. cit.*, p. 265. 尚、租税、関税、補助金は除外され (UNEP / OzL, Pro / ExCom / 10 / 40, para. 171A)、捐益は除外される (UNEP / OzL, Pro / ExCom / 13 / 47, para. 75)。

(78) UNEP / OzL, Pro. 6 / 7, paras. 24, 41, 51-56; 1995 Study, pp. 56-57.

(79) Ibid., pp. 59-60.

(80) 例えば、プロジェクト承認後に技術革新があつた場合、新たな技術に変更であるかという問題は、当初は不可避的でない限り、認められないと厳格に判断されたが、後に、委員会は締約国会合の再考の要請を受けて、ある程度の柔軟性を認めることを決定した (VII / 6; Decision 21 / 7)。プロジェクト実施の結果、受益主体に利益又は利得が見込まれる場合にも、費用の「増加性」を認めて承認すべきかという問題は、「表」ではケースバイケースで判断すべき)といわれていたが、後に、委員会は純利益を生ずるプロジェクトについては贈与ではなく、緩和された融資によると決定し、資格を喪失したプロジェクトには別途、基金外の補完的融資による補充を奨励した。むつとも、)の点につき、実施機関と執行委員会の認識は異なり、実施は困難であるとの指摘もある。1995 Study, p. 62.

(81))のため、UNEP による途上国の遵守能力改善計画 (CAP) が承認された。UNEP / OzL, Pro / ExCom / 35 / 67, Decision 35 / 36, para. 69, Annex VI.

(82) 1995 Study, pp. 114-115.

(83) 当初、実施評価は各実施機関が内部手続に従つて技術的評価を実施し、事務局がとりまとめた。UNEP / OzL, Pro / ExCom / 7 / 30 Annex III, para. 4. 従来の評価手続の問題を指摘するものとして、Elizabeth R. DeSombre and Joanne Kauffman, *op. cit.*, p. 123; 1995 Study, p. 59.

(84) 遅延アラジュームは当事者の合意又は執行委員会の決定により取消すことができる。UNEP / OzL, Pro / ExCom / 27 / 48, Decision 27 / 9, para. 29; また、実施遅延が予め予測されるもの、関係者が実施の障害を除去し、迅速な実施を確約するが、プロジェクト申請を行なふ。UNEP / OzL, Pro / ExCom / 24 / 47, Decision 24 / 49, para. 77.

「共通であるが差異ある責任（C B D R）」原則

(85) Framework on the objective, priorities, problems and modalities for strategic planning of the Multilateral Fund in the compliance period, UNEP / OzL. Pro / ExCom / 35 / 67, Decision 35 / 56, Annex XVI.

(86) Benedick, *op. cit.*, p. 187.

(87) 先進国が実質的かつ継続的負担を回避する傾向にあり、Robert O. Keohane, 'Analyzing the Effectiveness of International Environmental Institutions', in Robert O. Keohane and Marc A. Levy eds., *op. cit.*, p. 13.

(88) 実際、現在の不遵守国の大半は低消費国である。執行委員会の審議においても低消費国のリーダーの検討が議題となり、対応の必要性は認識される。

(89) *New Delhi Declaration*, 3, 1; Cullet, 2003, pp. 132–133；
②ハーメル議定書の実施評価過程への関連業界の積極的関与によるもの。Owen Greene, The System for Implementation Review in the Ozone Regime, in David G. Victor, Kal Raustiala, and Eugene B. Slobodnickoff eds., *The Implementation and Effectiveness of International Environmental Commitments: Theory and Practice* (1998), pp. 89–136.